

令和 2 年 5 月 1 5 日
改訂：令和 2 年 6 月 3 0 日
自動車安全運転センター

自動車安全運転センター安全運転中央研修所における新型コロナウイルス感染症の防止対策

1 対策方針

この方針は、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和 2 年 3 月 28 日付け新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において示されている今後の持続的な対策を見据え、「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（令和 2 年 5 月 4 日付け新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）を参考に、自動車安全運転センター安全運転中央研修所（以下「中央研修所」という。）において、自主的な新型コロナウイルス感染症の感染防止のための取組を進めるために作成したものである。

中央研修所では、創意工夫をしながら、この対策を実践することとする。

2 リスクに応じた対応

新型コロナウイルス感染症の主な感染経路である接触感染と飛沫感染のそれぞれについて、職員（委託業者の職員を含む、以下同様。）の理解を徹底する。また、職員同士及び研修生等との直接接触または間接触等を考慮し、リスクに応じた対策を講じる。

- (1) 接触感染対策としては、他者と共有する物品やドアノブなど、高頻度接触部位（窓口カウンター、テーブル、椅子の背もたれ、電気スイッチ、電話、マウス、キーボード、蛇口、手すり、エレベーターのボタン、自動販売機、車両のハンドル・シフトレバー・ドアノブなど）には特に注意する。
- (2) 飛沫感染対策としては、換気の状態を考慮しつつ、人と人との距離をどの程度空けることができるかや、施設内で大声などを出す場がどこにあるかなどに注意する。

3 基本的留意点

基本的には、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく感染拡大防止策を徹底することが重要であり、そのための留意点を次のとおりとする。

- (1) 人との接触の回避、対人距離の確保（できるだけ 2 メートル（最低 1 メートル）を目安に）（ソーシャルディスタンス）
- (2) 感染防止のための入所者の適切な誘導（密にならないように対応。発熱またはその他の感冒様症状（咳、鼻汁、倦怠感など）及び体調不良を認める者の入場制限を含む。）

- (3) 入口及び研修所内の手指の消毒設備の設置
- (4) マスクの着用（職員及び入所者に対する周知）
- (5) 施設及び車両内の換気（可能であれば2方向の窓を同時に開ける。）
- (6) 施設及び車両内の消毒
- (7) 手洗い、咳エチケットの徹底

なお、(2)の「密」とは、感染を拡大させるリスクや、クラスター（患者集団）発生リスクを高める3つの条件、①換気の悪い密閉空間、②多くの人の密集する場所、③近距離での会話や発声が行われる密接場面のいわゆる「三つの密」をいう。

4 研修生の入所者数の管理と入所時の対応

- (1) 3の(1)・(2)の対策を徹底するために必要な数となるよう、研修生の入所者数を管理する。
- (2) 研修生の入所に際しては、この対策に基づき実施している感染防止措置について説明し、身体的距離の確保、マスクの着用、手洗い等、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議において示された「新しい生活様式」の実践例に掲げる対策などへの協力を求める。

5 症状のある人の入所制限

新型コロナウイルス感染症は、発症していない人からの感染もあると考えられるが、中央研修所における感染対策として発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は、入所前に保健所（帰国者・接触者相談センター）等へ相談するようにホームページ、掲示、チラシ等で求めている。

また、新型コロナウイルス感染症について陽性とされた者との濃厚接触がある人、過去14日以内に入管法に基づく入国制限対象地域に滞在歴のある人及びその者との濃厚接触がある人についても、同様に対応する。

なお、濃厚接触とは、1メートル以内かつ15分以上の接触などをいう。

6 入所(退所)時の対応

- (1) 入所(退所)者には、入口付近に設置した消毒液で手指を消毒してもらうこと及び手洗いを励行してもらうことを周知するとともに、密にならないよう職員、研修生等の適切な動線を設定する。
- (2) 発熱や咳・咽頭痛などの症状がある人の入所を制限するために、受付において、体調の申告を求めるほか、体温計による体温測定（検温）を実施する。
- (3) 施設内及び車両内ではマスクを着用してもらうよう、職員や入所者に対して周知徹底するほか、マスクをしていない、または忘れた人に対しては、販売することとする。

- (4) 新型コロナウイルス感染症に関する情報提供を行うとともに、滞在中、発熱など体調に異変が生じた場合は、直ちに関係者まで申し出るように周知する。

7 共有スペースでの対応

- (1) 施設内の各所に消毒液を設置し、研修生等がいつでも手指の消毒を行えるような環境を整える。
- (2) 複数の人の手が触れる場所（ドアノブ、窓口カウンター、椅子の背もたれ、手すり、エレベーターのボタンなど）を適宜消毒する。また、手が触れることがない床や壁は、通常の清掃を行う。
- (3) 対人距離を確保するために、椅子の配置やベンチシートなどは、できるだけ2メートル（最低1メートル）を目安に間隔を空け、2メートル以内の間隔で対面して座ることがないように配置する。
- (4) 受付など、人と人が対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽する。
- (5) ロビーや待合室は、複数の窓を同時に開けて常時換気するほか、天候その他の気象条件を踏まえつつ、創意工夫しながら対応する。
- (6) ロビーや待合室において、研修生等同士が大声での会話を行わないよう呼びかけるとともに、視聴覚教材の効果音等を最小限のものとし、職員が研修生等同士の大声での会話が行われていないことを確認できる状態にする。
- (7) 窓を開けて換気することができない屋内の喫煙専用室は閉鎖し、屋外に開放型の喫煙スペースを確保する。
喫煙室は、一定の時間に多くの者が利用することが想定されることから、一度に入室できる定員を表示し、職員及び研修生等に注意喚起する。
- (8) 更衣室は、利用人数を制限したり、室内での会話の禁止を促す。
- (9) エレベーターの利用に当たっては、エレベーター内が密集しないよう、職員及び研修生等に注意喚起するメッセージをエレベーター付近に掲示する。

8 トイレ

トイレについては、感染リスクが比較的高いと考えられているため、次のことに留意する。

- (1) 便器内は通常の清掃でよいが、不特定多数の人が接触する場所は、清拭消毒を行う。
- (2) トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- (3) ハンドドライヤーの利用は止め、共通のタオルは禁止する。

9 食堂・喫茶室、休憩スペース

入所者が利用する食堂・喫茶室や、職員の休憩スペースについては、感染リスクが比較的高いと考えられているため、次のことに留意する。

- (1) 人の密集や飛沫感染を防止するために、一度に利用する人数を減らし、できるだけ2メートル（最低1メートル）を目安に間隔を空けて座席に座ることができるようにし、対面で食事や会話をしないように周知する。
- (2) 複数の窓を同時に開けて常時換気するほか、天候その他の気象条件を踏まえつつ、創意工夫しながら対応する。
- (3) 手や口が触れるようなもの（コップ、箸など）は、適切に洗浄消毒するなど特段の対応を図る。
- (4) 共有する物品（テーブル、椅子など）は、定期的な消毒を徹底する。
- (5) 職員が使用する際は、入退室の前後に手洗いを徹底させるほか、研修生等に対してもチラシの掲示や入所時の案内等により周知を図る。
- (6) 飲食の提供については、接触感染を積極的に防止する観点から、中央研修所の委託業者の職員が料理等を取り分ける方法により行う。

10 ゴミの廃棄

- (1) ゴミを回収する際は、マスクや手袋を着用し、ビニール袋に入れて密閉して縛る。
- (2) マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で30秒間ほど手を洗う。

11 実技研修時の対応

実技研修では、「三つの密」のうち、近距離での会話や発声の状態が生じるため、次のことに留意して、感染のリスクを下げるように徹底する。

- (1) 飛沫感染を防止するために、教官等及び研修生はマスクの着用を徹底する。
- (2) 研修中は、可能な限り、車両の複数の窓を同時に開けて常時換気するほか、天候その他の気象条件を踏まえつつ、工夫しながら対応する。
- (3) 手袋は、医療機関でなければ特に必要はないとされているところ、教官が、手袋を着用することなどにより、研修生に安心感を与えることができることから着用を励行する。ただし、こまめな手洗いに努める。
- (4) 研修開始前に、車両のハンドル・シフトレバー・ドアノブなど、頻繁に研修生が触れる箇所を中心に消毒するとともに、研修生自身がいつでも消毒できるよう車両内に消毒液を配置する。

12 理論研修時の対応

- (1) 対人距離を確保するために、研修生が、できるだけ2メートル（最低1メートル）を目安に間隔を空けて座ることができるように、着席場所の

制限を行う。

- (2) 飛沫感染を防止するために、職員及び研修生はマスクの着用を徹底する。
- (3) 研修中は、教室の複数の窓を同時に開けて常時換気するほか、天候その他の気象条件を踏まえつつ、工夫しながら対応する。
- (4) 研修開始前に、テーブル、椅子の背もたれなど必要な箇所を消毒するとともに、研修生自身がいつでも消毒できるよう教室内に消毒液を配置する。

13 資格審査(実技)時の対応

- (1) 審査の説明の際も、理論研修時と同様、密にならないように着席場所の制限を行う。
- (2) 審査中も、実技研修時と同様の対応を行う。

14 資格審査(学科)時の対応

理論研修時と同様の対応を行うほか、解答記入用の鉛筆の貸出を行った場合には、回収後に消毒する。

15 効果測定や自習時の対応

- (1) 効果測定等の教室は、密にならないように座席や器材の配置を行う。
- (2) パソコンなどを使用している場合には、マウス、キーボードなど必要な箇所を適宜消毒する。

16 職員の感染防止措置

- (1) 出勤前に検温するなど健康のチェックを行い、発熱や咳・咽頭痛などの症状がある職員は、自宅で静養させる。
- (2) お互いに体調を気遣い、体調の悪いときには我慢することなく申告できるような雰囲気醸成する。
- (3) こまめな手洗いや手指の消毒・うがいを励行させる。
- (4) ユニフォームをこまめに洗濯するよう努める。
- (5) 職員が、休養、睡眠などにより抵抗力を高めていくことができるように配慮を行う。
- (6) 研修会を開催するなどにより、別添の「新しい生活様式」の実践例の周知徹底を図るなど、職員一人ひとりの意識を高める。

17 研修に伴う宿泊施設の対応

- (1) 日頃留意すべき事項
 - ア 保健所等の関係機関と十分連携し、新型コロナウイルス感染症に関する情報収集に努めるとともに、緊急の場合に研修生等が受診するための医療機関を把握する。

- イ 感染経路の把握に必要な場合があるため、研修生履歴表や研修生一覧等への正確な記載を励行し、研修生の状況把握に努める。
 - ウ 研修生に対し、新型コロナウイルス感染症に関する情報提供を行うとともに、発熱などの体調に異変が生じた場合は必ず施設側に申し出るよう周知する。
 - エ 研修生から体温計の貸出を求められた際は衛生的管理に留意した上で貸与するなど、研修生の健康管理に積極的に協力する。
 - オ 日頃から、職員の健康管理、施設の環境衛生管理の徹底を図る。
 - カ 客室の換気については、定期的に空気の入替えを行い、こまめな換気に努めるよう研修生に周知する。
 - キ 洗面所に、手指を消毒するアルコール消毒液を設置の上、貼り紙等で利用を促すほか、トイレのドアノブ・トイレットペーパーホルダー、水栓レバー・便座、蛇口、手すり、エレベーターのボタンなどの消毒を徹底する。

また、委託業者の職員による館内清掃・消毒の際は、マスク及び手袋を着用し、終了後は手洗い・うがいを徹底する。
 - ク 客室内の備品類等（ドアノブ、テレビや空調のリモコン、電話、椅子・テーブル、スイッチ、筆記用具、室内に備え付けの館内案内などの消毒を徹底するほか、研修生自身がいつでも消毒できるよう館内に消毒液を配置する。
 - ケ 滞在中、発熱など体調に異変が生じた場合は、直ちに関係者まで申し出るほか、「手洗い」及び「うがい」を励行するよう、感染予防のための貼り紙等を掲示する。
 - コ 大浴場や小浴場の利用について、入場人数の制限を行っていることについて研修生に周知するほか、貼り紙等を掲示する。
 - サ 更衣室は、ドアノブ等の消毒を徹底するほか、定期的なロッカーの消毒を行う。
 - シ 浴室内は、備品等の消毒、浴室内の換気強化、浴室内における対人距離の確保や会話を控えることを要請するほか、浴室内等に貼り紙等を掲示する。
- (2) 新型コロナウイルスへの感染が疑われる研修生が発生した場合
- ア 研修生から、発熱など体調に異変が生じた旨の申し出があった場合は、研修生の同意を得た上で、速やかに医師の診察を受けさせるとともに、必要に応じて保健所(帰国者・接触者相談センター)へ連絡し、その指示に従う。
 - イ 感染が疑われる研修生に対し、感染拡大の予防の必要性を十分説明の上、食堂等の利用を控え、他の研修生と接触しないよう個室での待機を依頼する。

また、飛沫の飛散を防止するため、感染が疑われる研修生には、マスク着用を求める。

ウ 感染が疑われる研修生に対応する職員の数を極力制限し、原則として、責任者が対応する。感染が疑われる研修生に接触する場合は、マスク及び使い捨て手袋を着用し、感染が疑われる研修生から離れた場合は、手洗い及びうがいを確実にを行う。使用後のマスク及び手袋はビニール袋で密閉し、焼却する等適正な方法で廃棄する。

エ 保健所から求めがあった場合は、保健所が行う、研修生履歴表や研修生一覧等による当該研修生の宿泊期間中における接触者の状況等の調査に協力する。

オ 施設の消毒は、保健所の指示に従って実施することが望ましいが、緊急を要し、自ら行う場合には、感染が疑われる研修生が利用した区域（客室、食堂、エレベータ、廊下等）のうち手指が頻回に接触する箇所（ドアノブ、スイッチ類、手すり、洗面、便座、流水レバー等）を中心に、「感染症法に基づく消毒・殺菌の手引き」（厚生労働省健康結核感染症課）、「MERS 感染予防のための暫定的ガイドンス（2015年6月25日版）」（一般社団法人日本環境感染学会）を参考に実施する。

また、シーツ等リネン類の洗濯に当たっては、医療リネンに準じて扱い、「病院、診療所等の業務委託について」（平成5年2月15日付け指第14号厚生省健康政策局指導課長通知）を参考に実施する。

(3) 感染が疑われる研修生に接触対応した場合等の職員の対策

職員から、本人又は家族に新型コロナウイルスへの感染が疑われる症状の申し出があった場合や、感染が疑われる研修生に接触した可能性があり発熱など体調に異変が生じた旨の申し出があった場合、保健所（帰国者・接触者相談センター）に連絡させ、その指示に従わせる。

18 地域の生活圏において、地域での感染拡大の可能性が報告された場合の対応

地域での感染拡大の可能性が報告された場合には、業務を一時停止することを検討する。

19 ガイドラインの改訂

このガイドラインは、今後、必要に応じて適宜改訂を行うこととする。